



## 入学・進級おめでとうございます

新しい年度が始まりました。どんな気持ちで過ごしていますか？ ワクワクでいっぱいの人もいれば、ドキドキで新しい環境に不安な人、あるいは両方の気持ちの間で揺れ動いている人、色々だと思います。皆さんが元気に歩みだせるよう、保健室から応援しています。今年度赴任しました、養護教諭の仲田好美と谷久保咲弥です。よろしくお願いします。

## 健康診断が始まります

### 健康で過ごすために

自分の健康を守るのは誰でしょうか？ それはあなた自身です。必要なことを学んだり、スポーツや趣味を楽しんだり、友だちと仲良く過ごしたりするためには、健康であることが大切です。



自分の健康を守るために、健康診断は欠かせません。健康診断では、体の成長の具合を確かめたり、異常がないかどうか調べたりします。また今後、「保健だより」でも、健康に関する情報を届けていきます。ぜひ参考にして、活用してください。

### 健康診断の目的



体の状態や成長の様子をチェックする



自分の体や健康について知り、興味をもつ



異常や病気を早期発見し、早期治療できる



健康に生活するための目標が分かる

### 健康診断の項目

#### 身体計測

身長・体重、成長の様子

#### 歯科検診

歯やあご、歯肉（歯ぐき）の状態

#### 聴力検査

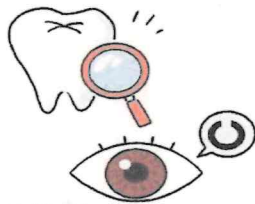
耳の聞こえの状態

#### 視力検査

目の見えかた

#### 内科検診

心臓や肺、骨・皮ふの状態、栄養がとれているかどうかのチェック



#### 耳鼻科検診

耳・鼻・のどの状態

#### 結核検診

「結核」という病気のうたがいがないかどうかのチェック

#### 運動器検診

手や足、骨・関節などの状態

#### 眼科検診

目や目のまわりの状態

#### 尿検査

腎臓病や糖尿病などがいないかどうかのチェック



保護者の方へ

いざというときのために知っておきたい

# 災害共済給付制度



## 災害共済給付制度とは？

**学**校で起こったケガなどで受診し、一定以上の医療費を支払った場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われます。これを「災害共済給付制度」といいます。  
もちろんケガがないことが一番良いですが、いざというときのために知っておいていただくと安心です。

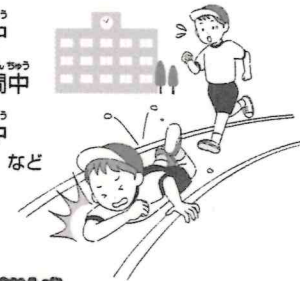
- 医療費** 学校の管理下で生じ、医療費の総額が5,000円以上のケガ・疾病
- 障害** そのケガや疾病が治った後に後遺症が残る場合
- 死亡** 学校管理下での事件や疾病などに直接起因する場合



\*健康保険が適用される治療のみ対象

## 学校管理下でのケガなどが対象です

- 学校の授業中
- 部活動中
- 修学旅行中
- 休憩時間中
- 大掃除の時間
- 登下校中
- 放課後（下校前）



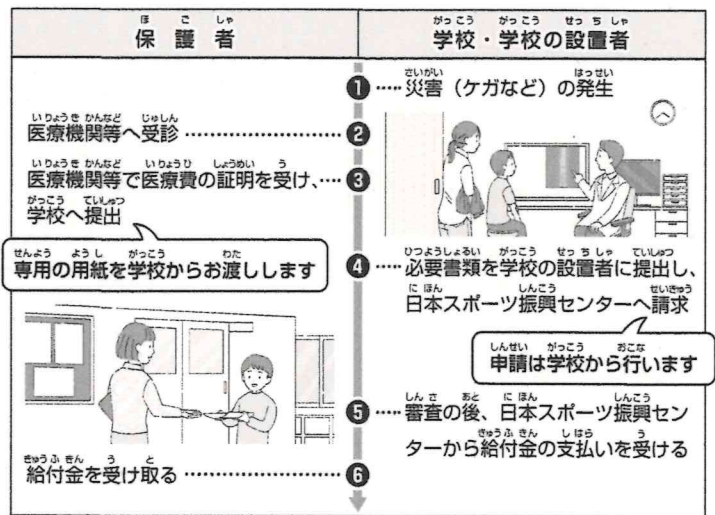
たとえば…こんなケガが対象です

授業中に  
はさみや彫刻刀などで  
ケガをした

お休みに  
遊具から落ちた

## 受給までの流れ

たとえ条件を満たしていても、申請をしなければ給付金は支払われません。



\*申請からお支払い完了まで、3カ月程度かかります  
\*自治体の医療費助成制度等を利用する場合は給付金額が変わります

## 注意 請求には時効があります

医療機関等を受診した月から2年間請求を行わないと、給付金が受けられません。必要書類のご提出は、余裕をもってお願いいたします。

**例** 令和6年5月に受診→  
時効の起算日は令和6年6月11日。  
2年後の令和8年6月10日までに日本スポーツ振興センターへ書類が到着している必要がある

## こんなケースに注意

初回に申請しておけば良いと勘違いしていた  
継続して通院する必要がある場合、初回だけではなく医療機関にかかったら毎月申請する必要があります。

すべての治療が終わったら請求しようと思っていた  
同一災害による継続治療は、初診から最長10年間支給を受けられますが、月ごとに2年で時効が発生します。

医療機関等での証明がとれていない  
用紙を持っていても医療機関の状況等によってはその場で書類を書いてもらえないこともあります。